

第5章 この計画の着実な推進のために

1 各主体の役割

この計画を着実に推進するためには、各主体が、それぞれの役割を十分に認識した上で、相互に連携し、日頃の生活又は事業活動の場で取組を実践していく必要があります。

(1) 県民の役割

県民は、自らが廃棄物の排出者であることを自覚して、日々の暮らしにおいて、廃棄物をできるだけ発生させない意識を持ち、排出した廃棄物についても再生利用に向けて分別を行う等、資源循環に向けて取り組むことが期待されています。

(2) 事業者の役割

事業者は、排出者責任を十分認識して廃棄物を適正に処理し、また、生産工程や流通過程において、可能な限り廃棄物の排出を抑制するとともに、自らが生産する製品について、環境に配慮したものづくりに努めることで、廃棄物の発生を抑制する等、資源循環に向けて取り組むことが期待されています。

(3) 処理業者の役割

処理業者は、生活環境の保全を確保した上で、適正な処理を行うことはもちろんのこと、廃棄物の循環利用を図る等、廃棄物・リサイクル産業の担い手として、資源循環に向けた大きな役割が期待されています。

(4) 市町等の役割

市町等は、区域内の一般廃棄物処理の責務を果たすため、持続的な施設の運営を図るとともに、住民等に対して、3Rや適正処理の推進を図るなど、一般廃棄物処理計画に基づき、総合的かつ計画的に資源循環に向けた施策に取り組むことが期待されています。

(5) 県の役割

県は、本計画に掲げる目標の達成に向け、各種施策を進めていくとともに、循環型社会の構築を目指して、県民、事業者、処理業者、市町等と連携を図りながら、資源循環に向けて取り組みます。

2 計画の進行管理

この計画を着実に推進するため、県では、毎年度、各種施策の実施状況を把握するとともに、その状況を公表することで、各主体と共通認識を図りながら、この計画の進行を管理していきます。